



令和8年4月1日 校長決定

「自分らしく輝ける学校」を目指して

はじめに

現代は、Society5.0の中、社会が急激に変化する時代であり、先行き不透明で予測困難と言える。

このような社会的背景を踏まえ、本校として感染症対策に留意しながら、生徒の安全確保を第一に教育活動を展開する。また、デジタル技術を指導場面で積極的に活用することに加え、校務を効率化し教職員の働き方改革を進める。

そして、「特別支援教育の推進について」（平成19年4月1日付19文科初第125号文部科学省初等中等教育局長通知）並びに「東京都特別支援教育推進計画（第二期）第三次実施計画」（令和7年3月策定）に基づき、都立特別支援学校として、共生社会の実現に向け、インクルーシブな教育、医療的ケア児への支援、デジタルの活用等、社会状況の変化に対応した特別支援教育を一層推進する。

全教職員の英知を結集して、組織的、計画的な学校経営を推進し、生徒や保護者をはじめ、広く都民から期待され信頼される学校の実現に全力を挙げて取り組んでいく。

I 目指す学校

希望する進路の実現に向けて真摯に取り組み、自立を目指し社会に貢献する生徒を育成する学校

聴覚に障害のある生徒一人一人の実態に応じて、以下の基本理念に基づく教育目標を達成するため、特色ある教育活動を展開し、確かな学力と社会性を身に付け、進路希望の実現を目指す。

1 基本理念

聴覚に障害のある生徒に対し、6年間の中高一貫教育を行い、大学等への進学に対応できる確かな学力と調和のとれた人間性を育み、社会に貢献できる人材の育成を目指す。

2 6年間の目標

- (1) 社会の変化に応じて、たくましく生きる力を身に付け、高い志をもって積極的に学び、自らの能力・適性を生かし、大学等への進学を実現する生徒を育成する。
- (2) 国際化、情報化の進む社会の一員として、協調性と規範意識と思いやりの心のある、社会に貢献できる生徒を育成する。

II 中期的目標とその達成に向けた方策

1 安全で安心な学校運営の推進

- (1) 体罰・不適切な指導の根絶、いじめの見逃し防止
- (2) 安全管理意識の向上及び安全な学校生活のための指導の徹底
- (3) 適切な保健管理、保健指導
- (4) 医療的ケアの適切な実施
- (5) 給食の安全な提供
- (6) 感染症拡大、大規模災害等、緊急事態に備えた対応策の徹底

2 人権尊重と個に応じた教育の推進

- (1) 志をもって自己実現を果たせる進路指導・キャリア教育の充実
- (2) 人権を尊重し、個の状況を理解した教育の徹底
- (3) 情報保障のデジタル化等、デジタル技術を活用した教育の推進
- (4) 健康の維持増進や体力の向上

3 専門性向上とマネジメント力育成

- (1) 教員の専門性及び授業力の向上
- (2) 「東京都手話言語条例」を踏まえた学校における支援の実現
- (3) ミドルリーダーのマネジメント力向上
- (4) 若手教員の組織的・計画的な育成
- (5) 教育庁研究指定事業等の活用

4 特別支援教育のセンター的機能の充実

- (1) 受検倍率の向上
- (2) 特色ある教育活動の積極的な発信による理解啓発
- (3) 交流及び共同学習、社会貢献活動の推進
- (4) 特別支援教育コーディネーターを中心とした聴覚障害教育のセンター的機能の充実
- (5) デフリンピックをレガシーとした共生社会の実現に向けた取組の推進

5 働き方改革の推進

- (1) 効率的で効果的な業務の遂行によるライフ・ワーク・バランスの推進
- (2) 法令等に基づく厳正な服務規律の徹底
- (3) 経営企画室の適正で円滑な業務遂行と積極的な経営参画
- (4) 学校評価等を活用した学校運営の点検及び改善

Ⅲ 今年度における取組目標とその達成に向けた具体的方策

別紙のとおり